

令和7年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務公募
(質問回答)

令和7年6月2日

番号	受付日	質問内容	回答
1-1	5月20日	対象分野について 公募要領には2(1)対象事業及び(2)対象分野において、「廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除く。」という記載がありますが、以下のスキームにつきまして、対象となるかどうかご教示ください。 ・事業内容:都市廃棄物を対象としたWtE施設のFS調査(廃棄物量推計、ごみ質調査等を含む) ・現地側事業主体:地方政府(PFI方式にて建設予定)	本事業の対象外です。
1-2	5月20日	応募者について 共同応募をする場合、 ①共同応募者(本邦民間企業)からの提出書類(関心表明レター等)は必要でしょうか。 ※応募様式2ページに記載のとおり、共同実施予定の本邦民間企業について、関心表明レターが必要となることは認識しております。	共同応募者についても関心表明レターがある場合は参考にしますので提出してください。
1-3	5月20日	②対象費用について、外注費、共同実施費の総額に対する割合の上限はありますでしょうか。	外注費は直接費と間接費の合計額の2分の1を超える額を計上することはできません。また、共同実施費の上限額はありますが、共同実施協定書を結びその履行を確保することは必要です。
2-1	5月26日	提案します技術として、工場排水の排水処理技術を考えております。 そして、脱炭素に関する効果としましては、以下のとおり考えております。 ・その汚泥排出量を減少させることで、その処理に係るエネルギーを減少させることができる。 ・汚泥の処理方法を簡略化して必要となるエネルギーを減少させることができる。 ・通常の排水処理よりも薬品の注入量を少なくすることで、結果的にその製造に必要となるエネルギーを抑えることができる。 このような提案は、直接工場から排出されるGHGを削減する技術や省エネ機器等とは異なり、間接的にGHGの削減に貢献するものと考えられますが、本スキームの対象となりますでしょうか？	水質汚濁を防止し、かつエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する提案であれば、本事業の対象となります。

令和7年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務公募
(質問回答)

令和7年6月2日

2-2	5月26日	上記は(JCM(GHGの削減量)の計算対象となりますでしょうか?)	ご質問の点に関して、ご提案の技術がJCM案件となりうるかどうかについては方法論等の詳細や相手国のニーズによります。一般的に、JCMの案件の候補とするためには、相手国のニーズに合致した技術であって、JCMによって導入することにより相手国のGHG排出量を十分に削減できることを定量的に示すことが重要かつ必要となります。
2-3	5月26日	例えばA国への提案をしようとしているが、A国にて使用されている技術によるGHGの排出量が不明であった場合、GHGの削減効果として、日本で使用されている通常の技術と比較することで、GHGの削減効果を算出(定量化)することは可能でしょうか?	本事業の応募にあたっては、ご提案の方法で算定いただくことも可能です。
3-1	5月28日	本調査において数百万規模の機材導入を予定しております。 また、当該機材は提案企業ではなく別会社の製品ですが、本事業の為に製造しなければならないものとなります。 この機材について、業務実施後は現地パートナー機関に譲渡することを予定しておりますが、このような枠組みで実施することは可能でしょうか。	頂いた情報からは判断しかねますので、採択された場合は詳細設計の際に改めてご相談ください。
3-2	5月28日	また、上記の枠組みで実施する場合、当該機材の製造は外注費用の扱いとする認識で良いでしょうか。 または備品費として計上したほうが良いでしょうか。	頂いた情報からは判断しかねますので、採択された場合は詳細設計の際に改めてご相談ください。
3-3	5月28日	経理関係の資格記載の指示がございますが、資格の有無や種類によって審査点の違いは何点なるのでしょうか。	審査点にかかる質問はお答えできません。
3-4	5月28日	「応募事業実施代表者」とは提案会社の代表者(代表取締役)との理解で間違いないでしょうか。	事業全体の遂行に関する最終的な責任を負い、意思決定を行う方であれば、必ずしも代表取締役である必要はなく、提案会社側で判断していただいても構いません。

令和7年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務公募
(質問回答)

令和7年6月2日

3-5	5月28日	実務上の管理者を「応募事業実施代表者」とする場合は、「応募事業実施担当者」との違いは何でしょうか。	「応募事業実施代表者」は、業務の遂行に関する最終的な責任を負い意思決定を行う方、 「応募事業実施担当者」は、「応募事業実施代表者」の指示のもと、具体的な業務遂行を担い、計画の実施や進捗管理を行業務の円滑な運営を支援、実務レベルでの調整を担当するものとなります。
3-6	5月28日	「6.審査の実施」の評価基準5に記載のある「管理技術者」は「応募事業実施担当者」と同じでしょうか。	「6. 審査の実施」の評価基準5に記載のある「管理技術者」は、「応募事業実施担当者」と読み替えていただいて結構です。